

## 相続と相続登記の義務化

2年半前に父親を亡くし、マンションの相続で困っている方の相談を受けました。2024年4月1日施行の相続登記の義務化により3年以内に相続手続きを完了していないと過料・罰則の対象となることや、マンションの共有部分の土地も入居者で按分して登記されていて、相続の対象であることなど、資産の把握ができないことで不安があるということでした。父親はすでに亡くなっていて、姉妹での相続で自分は相続放棄することにし、マンションで同居していた姉が相続することと話し合いはまとまったということです。

マンションは関東にあり、資産価値の評価がマンションの一室だけでなく、共有部分である旗竿地のマンションに至る道路も私道で評価の対象となる。居住者数で按分したものがプラスされる。利便性が高い場所ほど評価が高くなり、課税対象となりうることも想定される。毎年の固定資産税の請求などで事前に把握しておくことが大切。「3年以内の相続」は、法律施行日からの起算のため慌てなくてもよかったことや、離れて暮らしていて疎遠になりがちだったことを反省していました。

手続きは司法書士が受けてくれて安心したようですが、姉は高齢で母親と二人暮らしのため、相続が完了した後が心配と言っていました。その後はだれも相続する人がいなくなることも予想されます。他人事でなくこうした事例は今後増えると思われる。相続登記の義務化と相続を受ける人がいなくなった資産の管理をどのようにしていくかが社会的な課題となってくる。

相談員 S T



## 多種多様なハラスメント

上司の言動に対して「パワーハラだ」などと言った相談が時折あります。ハラスメント相談窓口の設置はすべての企業に義務化されていますが、職場に関連したハラスメントは一体どれくらいあるのでしょうか。

三大ハラスメントはパワーハラスメント（パワーハラ）、セクシユアルハラスメント（セクハラ）、マタニティハラスメント（マタハラ）といわれています。そして今や50種類を超えているようです。

職場に関係するものをいくつか挙げると、カスハラ、モラハラ、ロジハラ、ジタハラ、エイハラ、ジェンハラ。リモハラ、ソーハラ、スメハラ、音ハラ、ハラハラ、テクハラ、パタハラ、アルハラ等々です。

これを総称する行為は、顧客が企業に対して理不尽なクレームなどということ、挨拶しても無視される・人格否定されること、形式的な正論により相手を追いつめる嫌がらせをする、経営陣や上司が労働時間の短縮を強要する、世代や年齢が違う理由による嫌がらせ、男なら残業くらい当たり前だと強いる、リモートワーク中に発生するいじめ・いやがらせ、SNS等を利用した嫌がらせやプライバシーの侵害、喫煙の強要や臭いで不快を与えること、臭いによって不快感や苦痛を与える、パソコンキーボードをたたく音や同僚の独り言など、正当な行為に対して過剰に反応してハラスメントだと主張する、二ノスキル差を利用した侮辱を与える、男性が育児時短や育休を取得したことによる嫌がらせ、飲酒に関する嫌がらせです。結びつきましたか。

価値観の多様化やデジタル技術の進展、労働環境の変化等で〇ハラという新しい形のハラスメントは増えていきそうな気がしますが、皆さんはどれくらい認識されていますか。

相談員 M K

# 「借金」の時効の援用とは

Aさんは、借金の取り立てが心配で夜も眠れないということと、ライフサポートセンターに相談に来られました。話を聞くと、借金は30年ほど前に消費者金融から30万円ほど借りたもので、現在は利子が積み上がり、130万円ほどになっているということでした。借金を返すことができず、大阪や金沢などに住んでいたのですが、一年ほど前に地元に戻ってきたということでした。

ところが一週間ほど前に、突如借金を返済してもらいたいと見知らぬ方がきたということでした。とりあえず返すことができないと話をしたのですが、その方はまた後で来るので考えておいてくださいと言いつつ残して帰ったそうです。

Aさんは現在、スーパーで短時間のバイトをしながら、貯金を切り崩して何とか生活しているような状況で、体も弱く、日々の生活がやっとでも借金を返せる状況ではないということでした。以前は自分で料理店なども経営していたのですが、結局うまくいかずに潰れてしまったりで、住所も市役所などには申告しないで点々としていたそうです。ところが徐々に地元に戻ってきて、住所を市役所に登録したら債権会社催促が始まり、その日から家に帰るのが怖くて、友達や知り合いの家を転々としているとのことでした。（なぜ債権会社に今の住所がわかったのかは不明です）

早速、弁護士相談に繋がりましたが、とにかく消費者金融の代理会社にはお金を返したり、返すなどという約束はしないようにと話しておきました。私は以前にも同じような相談を受けたことがあります、今回も同じような相談だったので、長期間債権者からの借金の返済がない場合は、お金を返す必要がなくなると「時効の援用」が適用できるのではないかと考えました。



弁護士相談は同行し、事前に状況をファクシミリで伝えておきました。相談では、Aさんの家に行ったのは、消費者金融の債権を引き受けた会社が雇った人でしょう。そして、30年も前の借金を今頃返してくれと言われても、これは時効にすることができません。この場合は、債権を引き受けた会社に時効を援用するという内容証明を出しておけば、借金の支払いは時効となり、借金を払う必要がなくなると説明してくれました。

しばらくして、相談者からは無事解決しましたとお礼の電話がありました。借金をしたことや、返せなかったことは大いに問題ではありましたが、この方は半分運が良かったのかと思ったりもしました。

相談員 T K